

諮 問 事 項

「東京都消費生活条例に基づく品質等の表示を行うべき商品の指定の解除について」

諮 問 の 趣 旨

都は、東京都消費生活条例に基づき、消費者が商品を購入するに当たり、その品質等について容易に情報を得ることができるように、品質等の表示を行うべき商品を指定し、商品ごとに、表示すべき事項及び方法を定め、事業者に対してこれらを表示することを義務付けている。

家庭用品品質表示法施行規則の改正に伴い、都が品質等の表示を行うべき商品として指定している一部の商品について、平成30年4月1日から家庭用品品質表示法による表示が義務付けられることから、東京都消費生活条例に基づく商品の指定の解除について諮問するものである。